

トマス・アクィナスにおける存在と本質の 「実在的」区別について

芝元航平

有限な存在者における存在 (esse) と本質 (essentia) の「実在的区別 (realis distinctio)」¹⁾ を認めるか否かということは、トマス・アクィナス以後の存在論における重要な論点の一つであると言いうるであろう。しかし、そもそもトマス自身がこの区別を認めていたのかについては、解釈者の見解が必ずしも一致しているわけではない。たしかに、多くの研究者は、トマスが存在と本質の実在的区別を認めていたと考えている。その一方で、いわゆる存在と本質の「実在的区別」についてトマス自身が語っているテキストは存在しないと主張するカニングラムのような研究者もいる²⁾。

トマスが存在と本質の区別を「実在的」なものとして明示的に語っている箇所は極めて少ない。オーエンズによると、そのようなテキストは、初期の著作である『命題集注解』、『真理論』、『ボエティウス デ・ヘブドマディブス注解』の中に、計五箇所存在している。その一方で、トマスの後期の著作には、存在と本質の相違が、あたかも概念的であるかのように語られている箇所が存在する。

本稿では、このようなトマス自身の語り口の変化の哲学的背景を、できるだけテキストに即した形で指摘することを試みたい。そのために、第1

1) トマスが存在と本質の関係について「区別 (distinctio; distinguere)」の語を用いることは皆無ではない (cf. *De ver.*, q. 1. a. 1. ad s. c. 3) が、極めて少ない。しかし、本稿では「区別」の語を便宜的に用いることとする。トマスの初期の著作における存在と本質の区別を表す表現の用例の詳細については、Sweeney, L. "Existence/ Essence in Thomas Aquinas's Early Writings," *Proceedings of the American Catholic Philosophical Association*, 37, 1963, pp. 97-131 を参照。

2) ウィッブルは、トマスが「実在的区別」を認めていたと主張する研究者として、N. del Prado, C. Fabro, E. Gilson, M. Grabmann, J. de Finance, L. Sweeney, J. Owens, J. F. Wippel の名を、それを否定する研究者として、M. Chossat, F. Cunningham の名を挙げている (Wippel, John F., *The Metaphysical Thought of Thomas Aquinas*, Washington, D. C., CUA Press, 2000, p. 136, n. 11)。

節で、トマスのテキストの中で、存在と本質の「実在的区別」が明示的に述べていると考えられる初期の『デ・ヘブドマディブス注解』第2講のテキストを取り上げ、そこで存在と実在的に相違するものとされている“id quod est”が事物の本質を表しており、同書においてトマスが、いわゆる存在と本質の実在的区別を認めていることを示す。次に、第2節で、「それ自体として考察された本性」を手がかりとして、後期のテキストにおいて、初期のような概念的区別から実在的区別への論証がなされない理由を説明する。最後に結語において、後期のトマスでは、存在と本質が「実在的に」区別されるか否かを問うことができなくなっているという解釈を提示する。

第1節 『デ・ヘブドマディブス注解』における存在と本質の実在的区別

オーエンズは、トマスが明示的に存在と本質の区別が実在的であると語っているテキストとして、『命題集注解』（1252-56年）、『ボエティウスデ・ヘブドマディブス注解』（1256-59年）、『真理論』（1256-59年）からの五つのテキストを挙げている³⁾。これらの著作のすべてが『対異教徒大全』（1259-64年）以前の第一回パリ大学時代のものであることについては、ほとんどの研究者が一致している。ここでは、これらのテキストを代表するものとして、『デ・ヘブドマディブス注解』第2講におけるトマスの論証を取り上げることにしたい⁴⁾。

『デ・ヘブドマディブス注解』での論証の特徴は、「観念に基づいて

3) Cf. Owens, J., “Aquinas’ Distinction at De ente et essentia 4. 119-123,” *Mediaeval Studies*, 48, 1986, pp. 266-273.

4) なお、オーエンズが指摘する他の三つの箇所のテキストは以下の通りである。

[1] *Super Sent.*, lib. 1, d. 13, q. 1, a. 3, c.: “Ad hoc enim quod sit universale et particulare, exigitur aliqua diversitas realis, ut supra dictum est, quidditatis communicabilis, et esse quod proprium est.”

[2] *Super Sent.*, lib. 1, d. 19, q. 2, a. 2, c.: “Actus autem qui mensuratur aevo, scilicet ipsum esse aeviterni, differt ab eo cuius est actus re quidem, sed non secundum rationem successionis, quia utrumque sine successione est. ... Esse autem quod mensuratur aeternitate, est idem re cum eo cuius est actus, sed differt tantum ratione.”

[3] *De ver.*, q. 27, a. 1, ad 8: “omne quod est in genere substantiae est compositum reali compositione eo quod id quod est in praedicamento substantiae est in suo esse subsistens, et oportet quod esse suum sit aliud quam ipsum; alias non posset differre secundum esse ab aliis cum quibus convenit in ratione suae quidditatis, quod requiritur in omnibus quae sunt directe in praedicamento; et ideo omne quod est directe in praedicamento substantiae, compositum est saltim ex esse et quod est.”

(secundum intentiones)」相違することと「実在的に (realiter)」相違することとを明確に区別した上で、「観念に基づいた」相違を事物に適用するという仕方でも議論を進めていることである。トマスは、いまだ事物に関係づけられていない、観念に基づいた「存在 (esse)」と “id quod est⁵⁾” との相違は、「走ること (currere)」のように抽象的に意味表示されたものと、「走るもの (currens)」のように具体的に意味表示されたものとの相違であると述べている⁶⁾。

その上で、トマスは、このように理解された「存在」と “id quod est” との「観念に基づいた」相違が、どのように事物に適用されうるかを問い、他のものを分有することがない「存在そのもの」は複合されたものではありえないことから、他の複合された事物においては、「存在」と “id quod est” は「実在的に」相違していると論証している。「実在的区別」を明示的に述べているテキストとしてオーエンズが指摘しているのは、次に引用する二つのテキストである。

[1] [ポエティウスは] 一の意味内容に関わる、複合されたものと単純なものについての諸概念を措定している。そして、存在そのものと id quod est との相違について上で語られた相違は、諸観念そのものに基づいているということが考えられなければならない。……それゆえ第一に、存在と id quod est とが諸観念に基づいて相違しているように、複合されたものどもにおいては実在的に相違していると考えられなければならない⁷⁾。

[2] [ポエティウスは] それらにおいて存在そのものと id quod est とが実在的には同一であることが必然である単純なものどもにおいて、どのようなかを示している。というのは、もし、id quod est と

5) “id quod est” は、文法的には「存在者」の意味で「存在するところのもの」と翻訳することも、「本質」の意味で「それであるところのもの」と翻訳することも可能である。ここではとりあえず原語のままで表記する。

6) *In De hebd.*, cap. 2, pp. 270-271, 36-47 (Leon., vol. 50).

7) *In De hebd.*, cap. 2, pp. 272-273, 196-207: “[Boethius] ponit conceptiones de composito et simplici, que pertinent ad rationem unius, et est considerandum quod ea que supra dicta sunt de diuersitate ipsius esse et eius quod est, est secundum ipsas intentiones ... Est ergo primo considerandum quod sicut esse et quod est differunt secundum intentiones, ita in compositis differunt realiter.”

存在そのものが実在的に異なっているのであれば、〔それらの単純なものどもは〕すでに単純なものではなく、複合されたものだからである⁸⁾。

この二つのテキストにおいてトマスは、神以外の事物の「存在」と“id quod est”について、それらが「実在的に (realiter)」相違している、と明確に語っている。したがって、少なくともこの時期のトマスが、被造物における存在と id quod est との相違が実在的であると考えていたことは明らかであるように思われる。そして、これまでのトマスの論証から、われわれは、存在と id quod est が「実在的に」相違するということが、観念に基づいて理解された両者の相違が、複合された事物における相違でもあるということを意味していると言いうるのであろう⁹⁾。

そこで、次にわれわれは、“id quod est”が、事物の本質を意味しているのかを検討しなければならない。もっとも、『デ・ヘブドマディプス注解』第2講のテキストでは、“id quod est siue ens”という形で、“id quod est”と“ens”が同格なものとして語られている。このことから、id quod est を本質として理解するのは不自然であるように思われる。

しかし、われわれは、この“id quod est”という表現が事物の本質の意味で用いられていると考える。その理由は、トマスが『デ・ヘブドマディプス注解』第2講の実在的区別が述べられた後の箇所、自存する非質料的形相が「存在そのものを分有するある特殊の形相である¹⁰⁾」と述べてお

8) *In De heb.*, cap. 2, p. 273, 216-220: “[Boethius] ostendit qualiter se habeat in simplicibus in quibus necesse est quod *ipsum esse et id quod est* sit *unum* et idem realiter. Si enim esset aliud realiter id quod est et ipsum esse, iam non esset simplex set compositum.”

9) このような、概念としての存在と本質の区別から出発して、事物における存在と本質の区別を示すという論証の仕方は、『存在者と本質について』第4章においても見られる。そこでトマスは、まず(1)「不死鳥」の例によって「すべての本質あるいは何性は、自らの存在について何も知解されることなしに知解されうる」ことを示した上で、(2)もし、存在のみであるような何らかの事物はただ一つしかありえず、他のすべての事物においては、その存在と何性・本質とが異なることを論証し、さらに、(3) そのような諸事物の第一原因である神が存在することを論証している。この論証のどの段階で「実在的区別」が証明されているかに関して、(3)の段階を主張するオーエンズと、(2)の段階を主張するウィップルは有名な論争を行なっているが、両者とも、(1)の段階で証明されているのは「概念的区別」であるという点では一致している。この論争の概要に関しては、Patt, Walter, “Aquinas’s Real Distinction and Some Interpretations,” *The New Scholasticism*, 62, 1988, pp. 16-24 を参照。

10) *In De heb.*, lect. 2, p. 273, 247-248: “quedam specialis forma est participans ipsum

り、存在とは区別された形相が存在そのものを分有するとしているからである。トマスは、この箇所より前の単なる概念的区別を語っている箇所において、id quod est が「存在するという現実態 (actus essendi)」を分有することを次のように述べている。

しかし、走るところのものが走ることの基体として意味表示されるように、id quod est は存在の基体として意味表示されている。……われわれは、ens あるいは id quod est は、それが存在するという現実態を分有している限りで存在すると語ることができる。……id quod est は、存在するという形相を受け入れることで、すなわち存在するという現実態そのものを受け入れることで存在あるいは存立する¹¹⁾。

したがって、先に論じられたように、実在的区別ということが、観念に基づいた相違が個々の事物においても適合することを意味するのであれば、単なる概念的区別の段階においても“id quod est”は本質を共通的に意味する表現であるように思われる。

また、トマスは、非質料の実体である知性体としての天使が存在と本質から複合されていることを論じるテキストにおいて、その複合をポエティウスに由来する esse と quod est の複合として理解している。

知性体の何性は、知性体そのものであるもので、その何性あるいは本質は、知性体がそれであるところのそのものであり、神から受け入れた自らの存在は、それによって諸事物の本性において自存するところのものである。このために、このような諸実体は、ある人々によって quo est と quod est から複合されていると言われ、また、ポエティウスが言ったように、quod est と esse から複合されていると言われるのである¹²⁾。

esse.”

11) *In De heb.*, lect. 2, p. 271, 52-63: “set id quod est significatur sicut subiectum essendi, uelud id quod currit significatur sicut subiectum currendi; ... ita possumus dicere quod ens siue id quod est sit in quantum participat actum essendi ... id quod est, accepta essendi forma, scilicet suscipiendo ipsum actum essendi, est atque consistit,”

12) *De ente*, cap. 4, p. 377, 159-166 (Leon., vol. 43): “Et quia, ut dictum est, intelligentie quidditas est ipsamet intelligentia, ideo quidditas uel essentia eius est ipsum quod est ipsa, et esse suum receptum a Deo est id quo subsistit in rerum natura; et propter hoc a quibusdam

この『存在者と本質について』第4章のテキストでは、“quod est”が本質を指していることがはっきりと述べられている。そして、このテキストで述べられた知性体における複合は、『デ・ヘブドマティクス注解』で述べられた神以外のすべての事物における id quod est と esse との実在的な相違の一例であると考えられるであろう。

さて、われわれが上で論拠として挙げた非質料の実体の例では、存在を分有しているのは、実在する事物の特定の本質であった。しかし、われわれは、『デ・ヘブドマティクス注解』第2講の esse と id quod est の単なる概念的区別が述べられている箇所では、「最も共通的なもの (communissimum)」としての “id quod est” が語られていることに注意しなければならない。トマスは、そのような id quod est が esse を分有する仕方について、“id quod est” は最も共通的なものであるが、具体的に語られているので、「[id quod est は] より共通的なものがより共通的でないものによって分有される仕方によって存在そのものを分有するのではなく、具体的なものが抽象的なものを分有する仕方によって、存在そのものを分有する¹³⁾」と述べている。したがって、“id quod est” を本質として考えるのであれば、本質は「最も共通的なもの」でなければならないであろう。トマスは、超越論的諸規定について論じている『真理論』第1問第1項で、「あらゆる存在者において捉えられうる絶対的に肯定的に語られるものは、存在者の本質以外には見出されない¹⁴⁾」と述べている。したがって、概念的に理解された本質は、存在者と同じく「最も共通的なもの」であるが、存在者に付加される規定であるために、概念的にはより具体的であると言いうるであろう。

それでは、『デ・ヘブドマティクス注解』において、“id quod est” が “ens” と同格なものとして語られていることについては、いかなる説明が可能であろうか。これに関しては、トマスは “ens” という名称が事物の本質を意味表示する可能性があることを認めていることから、この “ens” も本質の意味で語られていると答えることができるであろう。『任

dicuntur huiusmodi substantie componi ex quo est et quod est, uel ex quod est et esse, ut Boetius dicit.”

13) *In De hebd.*, lect. 2, p. 271, 99-102: “et ideo [id quod est] participat ipsum esse, non per modum quo magis commune participatur a minus communi, set participat ipsum esse per modum quo concretum participat abstractum.”

14) *De ver.*, q. 1, a. 1, c.: “Non autem invenitur aliquid affirmative dictum absolute quod possit accipi in omni ente, nisi essentia eius, ...”

意討論集（二）』では、「存在者（ens）」のもう一つの意味が次のように語られている。

この「存在者」という名称は、このような存在が適合する事物を導入することによっては、事物の本質を意味表示している¹⁵⁾。

以上の議論から、われわれは、トマスが『デ・ヘブドマディブス注解』第2講において、“id quod est”を「それであるところのもの（id quod est）」という事物の本質の意味で用いており、それゆえ、トマスは同書において、存在と本質の実在的区別を認めていると結論づけることができるように思われる。

もっとも、カニンガムは、これらのテキストで語られている「存在」と「それであるところのもの」との相違は、実在性（existence）として考えられた現実態としての存在と、部分として考えられた可能態としての本質との相違ではなく、部分として考えられた本質と、全体として考えられた本質との相違であると解釈することによって、この相違がいわゆる「実在的区別」であることを否定している¹⁶⁾。しかし、この主張は、トマスが同書において「われわれは、『存在者』あるいは『それであるところのもの』は、それが存在するという現実態を分有している限りで存在すると語ることができる¹⁷⁾」と述べていることから、妥当性を持たないと言うべきであろう。

第2節 トマスにおける「それ自体で考察された本性」の 存在に対する位相の変化

『対異教徒大全』や『神学大全』以降のトマスの著作では、存在と本質が「実在的に」あるいは「事物において」相違していると明示的に語っているテキストは、実在的区別を支持するオーエンズやウィップル等の研究

15) *Quodl.* II, q. 2, a. 1, c., p. 215, 67-69 (Leon., vol. 25): “hoc nomen ‘ens’, secundum quod importat rem cui competit huiusmodi esse, sic significat essentiam rei, ...”

16) カニンガムの見解については、Cunningham, Francis A., *Essence and Existence in Thomism: A Mental vs. The “Real Distinction”?*, Lanham, Md., University Press of America, 1988, pp. 227-259 を参照。

17) テキストは注（11）を参照。

者によっても指摘されていない。その一方で、この時期のトマスには、存在と本質の相違があたかも概念的であるかのように語られているテキストがある。そこでは、「存在」と「それであるところのもの (id quod est)」(あるいは「形相」との相違が、「知性による分析」との関わりで論じられている。次に引用するのは、『離存実体について』(1271-73 年)のテキストである。

しかし、すでに言われたように、自存する存在は一つでなければ存在しえないので、[自存する存在] そのもののもとにある他のすべてのものどもは、存在を分有するものとして存在するのでなければならぬ。したがって、このようなすべてのものどもにおいては、それらの各々が、知性によって「それであるところのもの」と「自らの存在」へと分析されるということによる何らかの共通の分析が生じるのでなければならぬ¹⁸⁾。

このように、知性によって有限な事物の「存在」が分析されると述べているテキストとしては、他に『神学大全』第 1 部 (1266-68 年) および、『任意討論集 (二)』(1269 年) を挙げることができる。『神学大全』のテキストでは、「被造の知性は、何らかの分析という仕方によって、具体的な形相と具体的な存在とを抽象的に把握するように自らの本性によって生まれついている」¹⁹⁾と述べられている。また、「天使は実体的に (substantialiter) 本質と存在から複合されたものであるか」が問われている『任意討論集 (二)』のテキストでは、もし天使が本質と存在から複合されているのであれば、自分自身と他のものから複合されていることになり不合理であるという異論に対して、この複合は、それによって「第三の事物 (res tertia)」が生じるようなものではなく、知性による分析に基づいて「複合された意味内容 (ratio composita)」が生ずるような仕方によるもの

18) *De sub. sep.*, cap. 9, p. 57, 107-114 (Leon., vol. 40D): "quia vero esse subsistens non potest esse nisi unum, sicut supra habitum est, necesse est omnia alia quae sub ipso sunt sic esse quasi esse participantia. Oportet igitur communem quandam resolutionem in omnibus huiusmodi fieri, secundum quod unumquodque eorum intellectu resolvitur in id quod est et in suum esse; ..."

19) *S. T.*, I, q. 12, a. 4, ad 3: "intellectus creatus per suam naturam natus sit apprehendere formam concretam et esse concretum in abstractione, per modum resolutionis cuiusdam ..."

だと解答されている²⁰⁾。

それでは、われわれはこれらのテキストから、トマスにおいて、存在と本質の実在的区別を認める見解から、その概念的区別のみを認める見解への変化があったかと言いうるのであろうか。これに対しては、前節で検討された『デ・ヘブドマディプス注解』の論証の構造から次のような反論が可能であろう。すなわちトマスは、先立って認識された存在と本質の概念的区別が、神以外のすべての実在する事物に適合することを示すことによって実在的区別を証明しているのであるから、概念的区別を示唆するようなテキストは、存在と本質の概念的な相違が、事物においても適合するというを示しているのである、と。

たしかに、これらのテキストで語られているのは、単なる概念としての存在と本質の相違ではない。たとえば、『離存実体について』のテキストでは、存在を分有するものにおける本質と存在への知性による分析が語られている。また、『任意討論集(二)』のテキストでは、現実存在する天使の在り方として、知性による分析に基づく複合が語られている。さらに、『神学大全』第1部のテキストでは、「具体的な」存在と本質への知性による分析が語られている。したがって、これらのテキストで語られている存在と本質の区別は、現実に存在するものに関わっていると言うべきであろう。

しかし、それでもなお、次のような疑問は残るのではないと思われる。すなわち、なぜ、これらのテキストでは、『デ・ヘブドマディプス注解』では明示的に述べられていた、概念的区別から実在的区別への認識の移行が述べられていないのかという疑問である。これらのテキストでは、神以外の事物の存在と本質が知性によって分析されることを示しているのみで、その知性によって分析された存在と本質の区別が、事物に適合するか否かが問われておらず、概念的なレベルと実在的なレベルが峻別されていないように思われるのである。

われわれは、この疑問に答えるために、トマスにおいて、「絶対的に

20) *Quodl.* II, q. 2, a. 1, ad 1, p. 215, 77-87: "aliquando ex hiis que simul iunguntur, relinquuntur aliqua res tertia, sicuti ex anima et corpore constituitur humanitas, que est homo, unde homo componitur ex anima et corpore; aliquando autem ex hiis que simul iunguntur non resultat res tertia, set resultat quedam ratio composita, sicut ratio hominis albi resoluitur in rationem hominis et in rationem albi, et in talibus aliquid componitur ex se ipso et alio, sicut album componitur ex eo quod est album et ex albedine."

(absolute) 考察された本性」、あるいは「それ自体で (secundum se) 考察された本性」と語られているものが、存在に対してどのような関係を持つと理解されているのかということに注目してみたい²¹⁾。というのも、トマスの初期のテキストと後期のテキストとでは、その理解に違いがあり、それがこの疑問に答えるための手がかりの一つになるように思われるからである。

トマスの初期の著作では、「絶対的に考察された本性」が、自らの存在に対する関係性が主題化されることなく考察されうると考えられている。たとえば、『存在者と本質について』第4章では「すべての本質あるいは何性は、自らの存在について何も知解されることなしに知性認識される」と述べられている。そのような本質は、実際には(1)個物において存在する自然的な事物として存在しているか、あるいは、(2)魂において存在する概念的な存在者として存在しているか、のどちらかでなければならない。しかし、絶対的に考察された本性は、「絶対的に考察されている」限りでは、そのどちらかの存在を含むものとして考察されているのでも、それらの存在から分離されたものとして考察されているのでもない。

しかるに、この本性は二つの存在を持っている。一つは、諸個物においてであり、もう一つは、魂においてである。……しかし、それ自身の最初の考察すなわち絶対的考察に基づく本性そのものには、その二つの存在のどちらも帰すことはない。……それゆえ、絶対的に考察された人間の本性は、そのどちらの存在からも抽象されていながら、そのどちらの存在からの遮断も生じていないのである²²⁾。

21) もっとも、初期のテキストに現れる「絶対的に考察された本性」と、後期のテキストに現れる「自体的に考察された本性」とを同義的に取り扱ってよいのかという問題はあ
る。語義を考えるならば、“absolute”という副詞は、「(他のものから)離されて」という
他者との関係の否定を含意しているのに対して、“secundum se”という表現は、「自分自身
に基づいて」という意味であり、他者との関係の否定を含意していない。したがって、「存
在との関係なしに」という意味内容を含む可能性があるのは、「絶対的に考察された本性」
の方であると言える。このことから、本節後半での議論を踏まえて考えるならば、もし、初
期のトマスが「自体的に考察された本性」について語り、後期のトマスが「絶対的に考察さ
れた本性」について語っているのであれば、後者では「存在との関係なしに」という分離の
意味内容が付加されているので「無」であると語られているのだ、という解釈の可能性が生
じる。しかし、実際にはその逆であることから、この表現の差異を根拠として、初期と後期
のトマスの理解の一貫性を整合的に説明することは難しいのではないかとと思われる。

22) *De ente*, cap. 3, p. 374, 52-58: “Hec autem natura habet duplex esse: unum in

もちろん、そのように考えられた本性は、実在する事物として考えられているというわけではない。あくまでそれは、「それ自体で考察された」限りでの本性である。また、われわれが本性をそれ自体で考察しうるのは、それが知性認識する魂における存在を持っているからにはほかならない。あくまでこのテキストで語られているのは、われわれは、事物の本質の内容そのものを、存在との関係が何も規定されずにただそれだけで考察しうるということである。

このような理解に基づくならば、トマスが、『存在者と本質について』や『デ・ヘブドマディプス注解』において、概念的区別の認識から、実在的区別の認識へと進んで行った理由を次のように説明できるように思われる。『存在者と本質について』第4章における、不死鳥の例による、いわゆる「本質の知性概念の議論 (*intellectus essentiae* argument)」では、本質そのものが、その本質を持つ事物が現実存在しているか否かは未定のまま、ただそれだけで考察されうるということが存在と本質の概念的区別の論拠とされている。そのとき、「それ自体で考察された本質」と「存在」との区別は、存在と本質から複合された実在する事物——そこではその本質を持つ事物が存在することが決定されている——における相違関係として考察されているのではない。したがって、実在する事物の在り方としても存在と本質は相違しているのか否かということは、あらためて問い直されなければならなかったのである。

その一方で、トマスの後期の著作には、「それ自体で考察された本性」が、明確に「存在しているものではない (*non ens*)」と語られるテキストがある。『離存実体について』第8章でトマスは、存在を分有しているものは、それ自体として考察されるならば存在しているものではない (*non ens*) のだから、第一存在者以外のすべてのものは、天使であっても質料を持つはずだという反論に対して、質料と形相から複合された事物においては、質料そのものが形相に対して持つ秩序と、すでに複合された事物が分有された存在に対して持つ秩序という二重の秩序 (*ordo*) が見出されると述べた上で、次のように答えている。

singularibus et aliud in anima. ... Et tamen ipsi nature secundum suam primam considerationem, scilicet absolutam, nullum istorum esse debetur. ... Ergo patet quod natura hominis absolute considerata abstrahit a quolibet esse, ita tamen quod non fiat precisio alicuius eorum.”

それゆえ、もし、私が「存在しているものではない」と言うことによって、現実態における存在のみが除去されるのであれば、それ自体で考察された形相そのものは、存在しているものではなく、存在を分有しているものなのである²³⁾。

また、同時期の著作である『世界の永遠性について』（1270年）でトマスは、「自らに残されてそれ自体で考察された被造物」は「無（nichil）」であり、被造物が過去のある時点で「無」であったとする時間的持続における意味とは区別された仕方、被造物自体には「本性的に」無が存在に先立っていると述べている²⁴⁾。

これらのテキストでトマスは、他のもの（神）から存在を分有して現実存在している事物（被造物）について、その本性そのものは、それ自体として考察されるときには、その本性が分有している「現実態における存在」から区別されているという意味で「存在しているものではない」と考察されていると理解しているように思われる。そう考えるならば、これらのトマスの論述が意味しているのは、事物の本性というものは、その本性が分有している存在と相違しているものとしてでなければ考察されえないということであるように思われる。すなわち、事物の本性をそれ自体で考察することは、「存在しているものではない」という、自らが関係している存在に対する否定的規定によってのみ可能となるであろう。

以上の議論から、われわれは、後期のトマスのテキストにおいて、概念的区別から実在的区別への移行が語られなくなるのは、単なる概念的区別

23) *De sub. sep.*, cap. 8, p. 55, 236-238: "Si igitur per hoc quod dico 'non ens' removeatur solum esse in actu, ipsa forma secundum se considerata est non ens sed esse participans."

24) *De aeternitate mundi*, p. 88, 189-195 (Leon., vol. 43): "sed sufficit si prius natura sit nichil quam ens. Prius enim naturaliter inest unicuique quod conuenit sibi in se, quam quod solum ex alio habetur; esse autem non habet creatura nisi ab alio, sibi autem relicta in se considerata nichil est: unde prius naturaliter est sibi nichilum quam esse." 同様のテキストは『神学大全』第1-2部にもある。S. T., I-II, q. 109, a. 2, ad 2: "Unaquaeque autem res creata, sicut esse non habet nisi ab alio, et in se considerata est nihil," 一方、初期の『命題集注解』や『真理論』には、"unde si [omnis creatura] consideretur sine hoc quod ab alio habet, est nihil et tenebra et falsitas" (*De ver.*, q. 8, a. 7, ad 12); "et ideo [creatural] potest considerari in se, sine respectu ejus ad Deum; et sic invenitur non habens esse" (*Super Sent.*, lib. 3, d. 11, a. 1, ad 7) という論述があるが、それぞれ「他のものから持っているものなしに」、「神への関係なしに」という条件のもとでの考察であるという点で、本性の絶対的な考察そのものとは区別されているように思われる。

として存在と本質の相違を理解することが不可能だからであると答えることができるであろう。

結 語

以上の考察においてわれわれは、トマスが、初期の著作において、「存在」と「それであるところのもの」(本質)との概念的区別の認識から、現実に実在する事物における区別としての実在的区別の認識へと進んでいることを確認した。さらに、本性が存在との関係の規定を含むことなくただそれだけで理解されうるということが、概念的相違から実在的相違への移行の前提となっていること、そして、後期のトマスにおいては、存在と本質の相違を単なる概念的区別として捉えることが不可能となっていることを示した。

しかし、以上の考察だけでは、後期のトマスは、存在と本質の実在的区別を(概念的相違との関係においてではなく)それ自体として認めていたのか否かという問題は残ったままである。はたして、後期のトマスは、有限な事物の存在と本質が「実在的に」相違していると語ることを許容するのであろうか。この問いに対しては、われわれはさらに踏み込んで、後期のトマスでは、存在と本質の相違を「事物における」相違として問うことができなくなっているという解釈を提示できるのではないかと思われる。というのも、前節までの議論を踏まえるならば、前期のトマスでは、有限な事物の存在と本質を「事物」を構成する二つの要素として考える傾向がある²⁵⁾のに対して、後期のトマスでは、本質は本来的に自らの存在へと関わっており、存在する本質そのものが「事物」であるという理解が深まっていると思われるからである。

前節で引用された『存在と本質について』第3章のテキストでは、「しかるに、この本性は二つの存在を持っている。一つは、諸個物においてであり、もう一つは、魂においてである」と語られていた。ここでは、本性としては区別されない一つの本性が、それぞれどのような存在を持っているかに従って、自然的事物と概念的的事物という異なる事物として構成されているという理解が前提されているように思われる。

これに対して、後期のトマスは、有限な事物の存在は、特定の本質によ

25) Cf. *Super Sent.*, lib. 1, d. 19, q. 5, a. 1, c.: "in re sit quidditas ejus et suum esse"; lib. 2, d. 37, q. 1, a. 1, c.: "Simpliciter enim dicitur res quod habet esse ratum et firmum in natura; ..."

って規定されている限りで他の事物の存在と区別されるという理解を強調している。「このような仕方によって、この本性あるいはあの本性に属しているという限りにおいて、この存在はあの存在から区別される²⁶⁾」。したがって、後期のトマスにとって、ある一つの事物がどのような事物であるかは、存在を受け取る本質の側に基づいていると言えよう。「事物というこの名称は、ただ何性のみから付与されている²⁷⁾」。したがって、後期のトマスにとって「事物」とは、存在を規定して受け取っている（分有している）限りでの「本質」そのものに他ならないと考えられる（他方、「それ自体で考察された本性」は、無であるから、事物の構成的要素ではないと言うべきであろう）。それゆえ、後期のトマスにとって、「事物において」という条件のもとでの相違や同一が問われるものは、事物の本質を構成的に規定するものでなければならぬように思われる。すなわち、存在と本質の相違は、事物における相違や同一を問うこと自体を可能にする、「実在的」区別に先立つ無条件的な相違であるように思われるのである。

26) *De pot.*, q. 7, a. 2, ad 9: "Et per hunc modum, hoc esse ab illo esse distinguitur, in quantum est talis vel talis naturae."

27) *In Met.*, lib. 4, lect. 2, 553 (Marietti): "et hoc nomen Res imponitur a quidditate tantum; ..."